

【赤石委員】

◆ひとり親に限定した取組があれば教えていただきたい。

■児童扶養手当申請の際に

横浜市の場合、社会福祉職を採用し、区役所に配置しています。「相談窓口」とは名付けていませんが、児童扶養手当の更新を担当するのはこの社会福祉職であり単なる申請に終わらず、特に虐待のリスクのある人は必ず気をつけて見るようにしています。(特に虐待のハイリスクの人の担当は児童相談所ですが、それ以下のリスクの人は区役所が担当しています)

今、課題なのは、むしろ児童相談所が把握・対応している虐待のハイリスクの人の対応・情報交換の連携が区役所と児童相談所でうまくとれていないことです。

虐待対応ということではありませんが、母子家庭等就業・自立支援センターを中心に、就労相談・職業紹介（職業紹介事業の許可をとっています）、生活相談・法律相談等を実施するとともに、就労に向けたスキル獲得のための訓練事業等（国事業）を実施しています。

支援が就労に偏っている感は否めず、生活全般を見渡し支援するという仕組みの構築が必要です。

以下、いくつか横浜市で取り組んでいるひとり親家庭対象の事業をあげておきます。

■日常生活支援事業

就職活動や家族の病気などにより、一時的に家事・育児に困っている母子家庭、父子家庭及び寡婦の方に、家庭生活支援員を派遣し、日常生活をお手伝いします。

【対象】・母子及び寡婦福祉法第6条に定める母子家庭の母及び寡婦

・父子家庭の父（「父子家庭」は、上記「母子家庭」の規定に準じます。）

■養育費取決め等の法律相談

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方を対象に、女性弁護士による養育費の取決め等の無料法律相談を行います。(月3回。予約制)

■日常生活や仕事などの電話相談

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方の日常生活や仕事のことなどについて、相談に応じます。ひとり親家庭のお子様からの相談もお受けします。(横浜市母子家庭等就業・自立支援センター)

受付時間：9:00～20:30（月～金）

■母子家庭等就労支援事業

母子家庭の母及び父子家庭の父（原則、児童扶養手当受給者）の就労相談に応じます。就労支援員が、一人ひとりに合わせた就労支援計画を作成し、きめ細やかに求職活動を支

援します。

■母子家庭自立支援教育訓練給付金事業

適職に就くために必要な技能や資格を取得するため、指定された教育訓練講座を受講した場合、受講前に申請された方に費用の2割相当額(上限10万円)を支給します。(所得制限があります。)

■母子家庭高等技能訓練促進費等事業

看護師等の経済的自立に効果的な資格を2年以上就業して取得しようとしている場合に、訓練促進費や入学支援修了一時金を支給して、生活の負担軽減を図ります。(所得制限があります。)

《平成23年度修業開始者まで》

修業期間の全期間について訓練促進費が支給されるため、修業を開始した日から申請が可能。また、支給額は、月額141,000円(課税世帯は月額70,500円)です。

【対象】母子及び寡婦福祉法第6条に定める母子家庭の母で、下記「詳細」にある対象条件を満たす方

【有吉委員】

◆子どもの教育格差・・・教育委員会との連携等、教育問題にどうとりくむべきなのか？

子どもの教育格差の問題は、背景に貧困や虐待あるいは疾病・障害など生活全般にわたる困難さがあり、福祉的分野との密接な連携が必要です。横浜市では、こども青少年局が困難を抱える小・中学生への生活・学習支援やメンタル面でのサポート、子どもたちを包括的に支援する仕組みづくりに取り組んでいます。実のところ、教育委員会の所管する学校教育の場における福祉との連携はなかなか難しく、学校外での場で、福祉的視点での教育支援・学力保障や生活相談を行っています。

以下、横浜市で実施している事業でそれぞれの区が区内の資源を活用しています。



(1) 神奈川区

①事業主体：学校法人 神奈川大学

②事業概要：「神大・ユースサポート・プロジェクト (JYSP)」として専従のコーディネーター及び補佐する運営委員からなる事務局を大学内に設置し、区内の小・中学校や青少年の地域活動拠点などに教職をめざす学生ボランティアを派遣します。学生にとっても、小・中学生や教員・地域の大人たちと接する「学び」の場となります。また留学生による外国につながる子どもたちの支援も行います。

(2) 南 区

- ①事業主体：特定非営利活動法人 市民セクターよこはま
- ②事業体制：区の青少年地域活動拠点（フリースペースみなみ・横浜青年館）を軸にして南区の「青少年支援プラットフォーム」を構築します。関連する機関・団体と連携しながら、困難を抱える子どもたちを孤立化させない仕組みをつくります。また南区の特徴でもある外国につながる子どもたちへの生活・学習支援のネットワーク形成にも取り組みます。

(3) 泉 区

- ①事業主体：社会福祉法人 杜の会
- ②事業概要：地域に開かれた児童養護施設を目指す「杜の郷」を運営する社会福祉法人「杜の会」が運営主体となり、町内会が管理する「岡津ふれあいセンター」を「ふれあい塾」として利用し、小・中学生の生活・学習支援を行います。支援にあたっては地域の民生委員・児童委員などの協力を仰ぐほか、教育支援事業を行うNPO法人との連携も予定しています。

(4) 瀬谷区

- ①事業主体：特定非営利活動法人 ワーカーズわくわく
- ②事業概要：瀬谷区の地域に根ざして高齢者・障害者の在宅介護や障害児の居場所づくりを行っている「ワーカーズわくわく」が、困難を抱える子どもたちを支援するために、区内の小中学校や青少年育成関連の団体とのネットワークを形成します。さらに、区内の民家を借上げ、様々な生活体験ができる場を開設し、子どもたちの生活体験・学習支援や子育て家庭への相談支援・生活支援を行います。

◆障害児童については施策があるが、障害青少年については不足の状況。どのように考えるか？

就学前の障害児施策に比べ、学齢期以降の障害児施策は不足している感があります。これは、国の施策についても、地方の施策についても共通の課題です。

この中で横浜市では、学齢児中心の児童デイサービス（8か所）を実施するほか、独自事業として放課後や長期休業時の「障害児の居場所」を設置しています。（19か所）

また、発達障害児への支援として、療育センター等の専門スタッフが小学校を訪問し、技術的支援も行っています。

学齢後期（思春期）の支援は横浜でも遅れていて、成人期を迎えたときに円滑に自立生活に移行ができるよう、小児療育相談センター・リハビリテーションセンターの2か所で、中学校期以降の障害児の診療・相談・関係機関の調整等を行っているが、まだまだ足りません。

横浜サポートステーションなどデータでは、背景に発達障害等がある利用者も少なくなく、思春期の障害児支援に取り組む必要性が明らかになっています。

◆若者支援も同様で、人材が不足している・・・こうした人材の育成と身分保障について、どのように考えるか

福祉的業務を担うのは以前は行政と社会福祉法人であったが、昨今はNPOを始めとする市民団体から企業まで多様化してきました。間口は広がりましたが、人材が不足しており、活動が思うように広がらないという状況がみられます。

人材不足の要因一つは、低賃金・重労働であったり将来の保証もない不安定な身分であったりします。この分野はボランティアの精神に支えられてきた経緯があり、「金のためではない、人のため」も良いが、使命感だけではバーンアウトしてしまうおそれがあります。

結果として、なり手はすくなくなり、一度職についても離職するというケースが増えてしまいます。これでは、経験・ノウハウは蓄積されなくなってしまいます。

福祉人材に対する所得保障・身分保障は大きな課題ですが、昨年度からモデル事業として国がはじめた、パーソナルサポート事業はこの部分に踏み込んだ点で評価しています。

(パーソナルサポーターの年収を300～600万円として制度設計)

しかし、新しい社会的ニーズに対応して生み出されてきた福祉的分野に働く人々を身分保障するには、多大な財源が必要です。「善意に頼って安く人を雇っている」と批判を受けても、それを改善する財源は地方自治体にはありません。どう財源を確保するかという解決策がない限り、この問題は解決されません。

ちなみに保育士の場合は、免許はあるものの働いていない潜在保育士向けの講座を開き、保育園とマッチング業務を行っていますが、これは大変盛況です。